

後期高齢者医療制度

対象者は？

次の方々が後期高齢者医療の対象となります。

① 75歳以上の方

(75歳の誕生日から加入となります。誕生日が近くなりましたらお知らせをします。)

② 65～74歳で一定の障がいのある方

(申請が必要です。住民課住民係にご相談ください。)

◆一定の障がいとは◆

- (1) 障害基礎年金1、2級を受給している方
※ 国民年金以外の障害年金受給者については個別にお問い合わせください。
- (2) 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- (3) 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - 音声障害
 - 言語障害
 - 下肢障害4級1号(両下肢の全ての指を欠くもの)
 - 下肢障害4級3号(一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの)
 - 下肢障害4級4号(一下肢の機能の著しい障害)
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- (5) 療育手帳A(重度)をお持ちの方

今まで加入していた健康保険は？

後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)となる方は、それまで加入していた健康保険(国民健康保険、健康保険組合、共済組合等)から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。脱退手続きについては、各保険者へお問い合わせください。

お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合
住所：〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話：011-290-5601

住民課住民係
電話：68-2112

だれでも食堂のご案内

浦臼の野菜をできるだけ使用して月に1回町民が開く、町民のための食堂です。
混雑をさけるため、予約制での開催といたしますので、事前にお申し込みをお願いします。
たくさんの方のご来場をお待ちしております。

日 時：12月16日(土) 11:30～13:30 メニュー：煮込みハンバーグ定食
※11:30から30分ごとの時間予約制です。料 金：大人200円 18歳以下無料
開催場所：ふれあいの家(中央団地敷地内) 申 込 先：電話 090-2811-8196
代表 鎌田 眞美

※会場が使用できない場合は中止となります。

浦臼町中小企業振興資金利子補給制度

浦臼町では、中小企業者に対する支援対策の一環として資金の融資を受けた中小企業者に対し利子補給による補助を行うことにより事業活動への援助を行い、持続可能な商工業の振興・発展を図ることを目的として、利子補給を実施します。

◆利子補給対象者

- (1) 浦臼町商工会の会員である者
- (2) 町内に店舗等を有し同一事業を引き続き1年以上営んでいる者
- (3) 町税を完納している者

◆対象事業資金

- (1) 中小企業者が必要な運転資金、設備資金で、
 - 中小企業融資制度に基づき融資を受けた資金（以下「制度資金」という）。
 - 町内の金融機関から借り入れた資金。

◆利子補給の対象期間

- (1) 令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において支払った利子。

◆利子補給の交付額

- (1) 年利率5%を上限として、
 - 制度資金は年利2%を超える利率の額
 - 町内の金融機関からの資金借入れは年利2.5%を超える利率の額となります。

◆利子補給の申請

- (1) この利子補給を受けようとする者は、下記関係書類を令和6年1月31日（水）までに浦臼町商工会へ提出してください。

提出書類○補助金交付申請書兼実績報告書

- 金融機関の証明（支払利子額がわかる取扱金融機関の証明書）
- 直近1年間の町税の納税証明書

お問い合わせ：浦臼町商工会 電話：67-3331

北海道障害者職業能力開発校 令和6年度訓練生の募集

北海道障害者職業能力開発校では、令和6年度の訓練生を募集します。

対象者	障がいをお持ちの求職者
訓練科目	建築デザイン科、CAD機械科、総合ビジネス科、総合実務科、プログラム設計科
願書受付期間	第1回 11月20日（月）～1月11日（木）まで 第2回 1月12日（金）～2月19日（月）まで 第3回 2月20日（火）～3月28日（木）まで
選考試験日	第1回 1月26日（金） 第2回 3月4日（月） 第3回 4月4日（木）
選考場所	北海道障害者職業能力開発校 砂川市焼山60番地
試験内容	国語・数学・面接
お問い合わせ	・最寄りのハローワーク ・北海道障害者職業能力開発校 電話：52-2774 FAX：52-9177